

議案第12号

鳥取県公衆浴場法施行条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部改正について

次のとおり鳥取県公衆浴場法施行条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公衆浴場法施行条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

（鳥取県公衆浴場法施行条例の一部改正）

第1条 鳥取県公衆浴場法施行条例（昭和32年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>一般公衆浴場</u> <u>日常生活において保健衛生上必要な入浴をさせる公衆浴場をいう。</u></p> <p>(2) <u>原湯</u> <u>浴槽内に注入される湯のうち浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を再利用しないものをいう。</u></p> <p>(3) <u>原水</u> <u>原湯に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽内に注入される水のうち浴槽水を再利用しないものをいう。</u></p> <p>(4) <u>あがり湯</u> <u>洗い場に備えられた湯栓又はシャワーから供給される湯をいう。</u></p> <p>(5) <u>あがり水</u> <u>洗い場に備えられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。</u></p> <p>(6) <u>水道水</u> <u>水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水をいう。</u></p> <p>(7) <u>連日使用浴槽水</u> <u>浴槽水を循環させ、及びろ過して再</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において「<u>一般公衆浴場</u>」とは、<u>日常生活において保健衛生上必要な入浴をさせる公衆浴場をいう。</u></p>

利用する浴槽水（毎日、原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。）をいう。

（一般公衆浴場の措置の基準）

第3条 一般公衆浴場の営業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

2 この条例において「その他の公衆浴場」とは、次の各号のいずれかに該当する公衆浴場をいう。

（1） 1 浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場で次に掲げるもの

ア 蒸気、熱気その他湯以外のものを使用して入浴させるもの

イ アに掲げるもののほか、娯楽、保養その他日常生活における保健衛生以外の目的で入浴させるもの

（2） 個室を設けて、又は浴室を専用させて入浴させる公衆浴場（次号に規定する公衆浴場を除く。）

（3） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する営業に係る公衆浴場

（一般公衆浴場の措置の基準）

第3条 一般公衆浴場の営業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 原湯、原水、あがり湯及びあがり水(水道水を使用するものを除く。次号において同じ。)並びに浴槽水は、知事が別に定める水質基準に適合するよう水質を管理し、次号の水質検査の結果が当該水質基準に適合しない場合には、直ちに適切な措置を講ずること。

(9) 原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びに浴槽水(入浴者ごとに原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。)は、次に掲げるところにより水質検査を行い、その結果及び前号の規定により講じた措置の内容を速やかに知事に届け出るとともに、その結果の記録を検査の日から3年間当該施設に保管すること。

(1)～(7) 略

(8) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)以外の水を使用した原湯(浴槽内の湯を再利用せずに浴槽内に直接注入される湯をいう。以下同じ。)、原水(原湯に用いる水及び浴槽内の湯の温度を調整する目的で浴槽内の水を再利用せずに浴槽内に直接注入される水をいう。以下同じ。)、あがり湯(洗い場に備えられた湯栓又はシャワーから供給される湯をいう。以下同じ。)及びあがり水(洗い場に備えられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。以下同じ。)並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、知事が別に定める水質基準に適合するよう水質を管理すること。

(9) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びにろ過していない浴槽水及び再利用せずに毎日完全に新たなものに交換している浴槽水(入浴者ごとに原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。)にあっては1年に1回以上、連日使用浴槽水(24時間以上完全に新たなものに交換しないで循環させ、及びろ過している浴

- ア 原湯、原水、あがり湯及びあがり水は、1年に1回以上
- イ 浴槽水は、浴槽ごとに、連日使用浴槽水にあつては1年に2回以上、それ以外の浴槽水にあつては1年に1回以上

(10)・(11) 略

- (12) 次に掲げるところにより、浴槽水を原湯及び原水のみを使用して完全に交換するとともに、浴槽を清掃すること。
ただし、温泉が浴槽内に自噴している浴槽水にあつては、完全に交換することを要しない。

- ア 連日使用浴槽水は、1週間に1回以上
- イ 連日使用浴槽水以外の浴槽水は、1日1回（第15号に掲げる消毒を実施している場合にあつては、1週間に1回）
以上

(13)・(14) 略

- (15) 浴槽水を消毒するときは、次のいずれかの方法により行うこと。

- ア 塩素系薬剤を使用し、入浴時の遊離残留塩素濃度を1

槽水をいう。以下同じ。）にあつては1年に2回以上水質検査を行い、前号の水質基準に適合しない場合には、直ちに適切な措置を講じるとともに、その旨を知事に届け出ること。

(10)・(11) 略

- (12) 毎日（連日使用浴槽水にあつては、1週間に1回以上）、浴槽水を再利用せずに完全に新たなものに交換するとともに、浴槽を清掃すること。ただし、温泉の源泉が直接浴槽内にある浴槽にあつては、この限りでない。

(13)・(14) 略

リットル当たり0.2ミリグラムから0.4ミリグラムまでに保つ方法

イ 消毒の効果がアに掲げる方法と同等以上であると知事が認める方法

(16) 第10号、第12号、第13号及び前号に掲げる清掃及び消毒の実施状況を点検表に記録するとともに、当該点検表を記録の日から3年間当該施設に保管すること。

(一般公衆浴場以外の公衆浴場の措置の基準)

第4条 蒸気、熱気その他の湯以外のものを使用して1浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場の営業者は、前条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) 略

2 娯楽、保養その他の日常生活における保健衛生以外の目的で1浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場の営業者は、前条第1号から第3号まで及び第5号から第16号までに掲げる措置を講じなければならない。

3 個室を設けて、又は浴室を専用させて入浴させる公衆浴場

(15) 第8号から前号までに掲げる事項について点検表を作成して点検を行い、当該点検表を点検の日から3年以上保管すること。

(その他の公衆浴場の措置の基準)

第4条 第1条の2第2項第1号アに掲げるその他の公衆浴場の営業者は、前条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) 略

2 第1条の2第2項第1号イに掲げるその他の公衆浴場の営業者は、前条第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに掲げる措置を講じなければならない。

3 第1条の2第2項第2号に掲げるその他の公衆浴場の営業者

(次項に規定する公衆浴場を除く。)の営業者は、前条第1号、第5号、第6号及び第8号から第16号までに掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(3) 略

4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する営業に係る公衆浴場の営業者は、前条第1号、第5号、第6号及び第8号から第16号まで並びに前項各号に掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(6) 略

は、前条第1号、第5号、第6号及び第8号から第15号までに掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(3) 略

4 第1条の2第2項第3号に掲げるその他の公衆浴場の営業者は、前条第1号、第5号、第6号及び第8号から第15号まで並びに前項各号に掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(6) 略

(鳥取県旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県旅館業法施行条例(昭和33年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的)	(目的)

第1条 略

(定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 原湯 浴槽内に注入される湯のうち浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を再利用しないものをいう。
- (2) 原水 原湯に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽内に注入される水のうち浴槽水を再利用しないものをいう。
- (3) あがり湯 洗い場に備えられた湯栓又はシャワーから供給される湯をいう。
- (4) あがり水 洗い場に備えられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。
- (5) 水道水 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水をいう。
- (6) 連日使用浴槽水 浴槽水を循環させ、及びろ過して再利用する浴槽水（毎日、原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。）をいう。

第1条 略

(浴室の衛生に必要な措置)

第6条 浴室については、次の措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 原湯、原水、あがり湯及びあがり水(水道水を使用するものを除く。次号において同じ。)並びに浴槽水は、知事が別に定める水質基準に適合するよう水質を管理し、次号の水質検査の結果が当該水質基準に適合しない場合には、直ちに適切な措置を講ずること。

(3) 原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びに浴槽水(入浴者ごとに原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。)は、次に掲げるところにより水質検査を行い、そ

(浴室の衛生に必要な措置)

第6条 浴室については、次の措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)以外の水を使用した原湯(浴槽内の湯を再利用せずに浴槽内に直接注入される湯をいう。以下同じ。)、原水(原湯に用いる水及び浴槽内の湯の温度を調整する目的で浴槽内の水を再利用せずに浴槽内に直接注入される水をいう。以下同じ。)、あがり湯(洗い場に備えられた湯栓又はシャワーから供給される湯をいう。以下同じ。)及びあがり水(洗い場に備えられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。以下同じ。)並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、知事が別に定める水質基準に適合するよう水質を管理すること。

(3) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びにろ過していない浴槽水及び再利用せずに毎日完全に新たなものに交換している浴槽水(入浴者ごとに原湯

の結果及び前号の規定により講じた措置の内容を速やかに知事に届け出るとともに、その結果の記録を検査の日から3年間当該施設に保管すること。

ア 原湯、原水、あがり湯及びあがり水は、1年に1回以上
イ 浴槽水は、浴槽ごとに、連日使用浴槽水にあつては1年に2回以上、それ以外の浴槽水にあつては1年に1回以上

(4)・(5) 略

(6) 次に掲げるところにより、浴槽水を原湯及び原水のみを使用して完全に交換するとともに、浴槽を清掃すること。
ただし、温泉が浴槽内に自噴している浴槽水にあつては、完全に交換することを要しない。

ア 連日使用浴槽水は、1週間に1回以上
イ 連日使用浴槽水以外の浴槽水は、1日1回（第9号に掲げる消毒を実施している場合にあつては、1週間に1回）
以上

(7)・(8) 略

及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。）にあつては1年に1回以上、連日使用浴槽水（24時間以上完全に新たなものに交換しないで循環させ、及びろ過している浴槽水をいう。以下同じ。）にあつては1年に2回以上水質検査を行い、前号の水質基準に適合しない場合には、直ちに適切な措置を講じるとともに、その旨を知事に届け出ること。

(4)・(5) 略

(6) 毎日（連日使用浴槽水にあつては、1週間に1回以上）、浴槽水を再利用せずに完全に新たなものに交換するとともに、浴槽を清掃すること。ただし、温泉の源泉が直接浴槽内にある浴槽にあつては、この限りでない。

(7)・(8) 略

(9) 浴槽水を消毒するときは、次のいずれかの方法により行うこと。

ア 塩素系薬剤を使用し、入浴時の遊離残留塩素濃度を1リットル当たり0.2ミリグラムから0.4ミリグラムまでに保つ方法

イ 消毒の効果がアに掲げる方法と同等以上であると知事が認める方法

(10) 第4号、第6号、第7号及び前号に掲げる清掃及び消毒の実施状況を点検表に記録するとともに、当該点検表を記録の日から3年間当該施設に保管すること。

(9) 前各号に掲げる事項について点検表を作成して点検を行い、当該点検表を点検の日から3年以上保管すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

(鳥取県公衆浴場法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

2 改正後の鳥取県公衆浴場法施行条例第3条第9号の規定は、この条例の施行の日以後に行う同号の水質検査から適用する。

(鳥取県旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

3 改正後の鳥取県旅館業法施行条例第6条第3号の規定は、この条例の施行の日以後に行う同号の水質検査から適用する。